

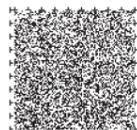
2 生活関連施設の設定

今回策定した基本構想の中で、対象とする生活関連施設は、以下のとおりです。

分類	生活関連施設
●教育施設	・盲学校、ろう学校、養護学校
●医療施設★	・病院(2,000m ² 以上)
●娯楽施設★	・劇場、観覧場、映画館又は演芸場(2,000m ² 以上)
●文化施設	・コミュニティーセンター ・地区センター ・まちづくりセンター ・その他の集会施設(札幌市民ホール、さっぽろ芸術文化の館、教育文化会館) ・図書館(中央図書館、地区図書館) ・美術館、博物館、郷土館、記念館
●商業施設★ 商店街	・商業施設(2,000m ² 以上) ・商店街 (飲食店、銀行等のサービス業を営む店舗を含む)
●郵便局	・郵便局
●宿泊施設★	・宿泊施設(2,000m ² 以上)
●官公署	・市役所、区役所、保健所 ・税務署、道税事務所 ・警察署 ・ハローワーク ・年金事務所
●福祉施設	・札幌市老人福祉センター ・札幌市視聴覚障がい者情報センター ・札幌市身体障害者福祉センター ・北海道障害者職業センター ・老人ホーム、福祉ホーム等(2,000m ² 以上)
●運動施設 都市公園	・市立体育館 ・競技場、野球場、プール ・都市公園(総合公園、運動公園、特殊公園)
●避難所	・収容避難場所
●旅客施設	・乗降客数5,000人/日以上(地下鉄、JR)、路面電車停留場、 鉄道駅に近接するバスターミナル ・上記で挙げた生活関連施設の最寄りのバス停留場



★福祉のまちづくり条例に定める「表示板」の交付を受けた施設のうち、医療施設、娯楽施設、商業施設、宿泊施設(以下これらを「バリアフリー化済み施設」という。)については、施設の規模に関わらず生活関連施設に設定します。



3 生活関連経路の設定

1 考え方

重点整備地区内の生活関連施設間を結ぶ経路を「生活関連経路」とします。

また、歩行空間ネットワークの充実に向けて、

- ・住宅地などから駅へアクセスする道路
- ・隣接する重点整備地区の間を結ぶ幹線道路

のうち、多くの人が行き交う道路(歩行者12時間交通量が概ね500人以上の道路)についても「生活関連経路」として新たに追加します。

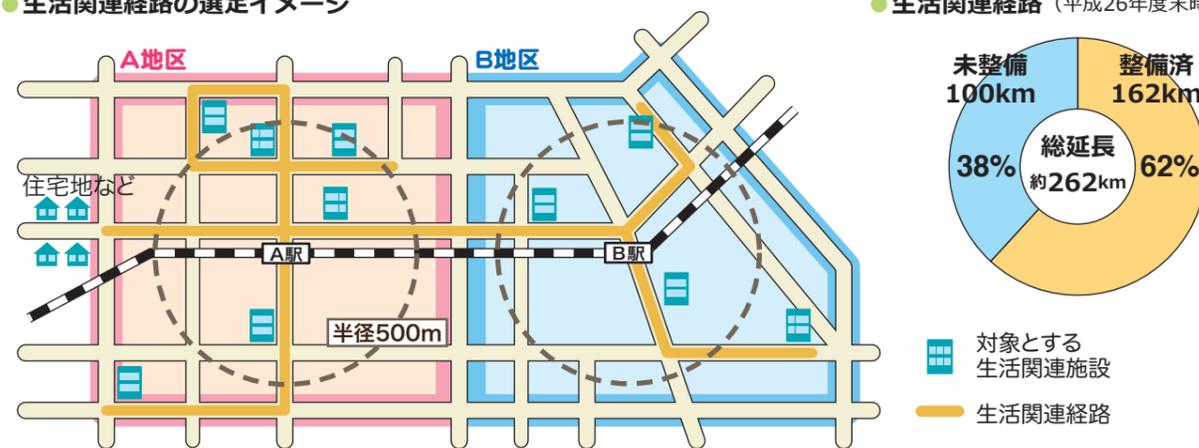
生活関連経路として位置づける道路は、冬期の除雪を考慮し、原則として実際に通行できる幅員(有効幅員)が2m以上ある道路などとなります。

2 経路延長と整備状況

この考え方に基づき、今回の見直しによって設定した生活関連経路の総延長は約262kmとなりました。このうち、平成26年度末現在での整備済み区間の延長は、約162kmとなっています。

●生活関連経路の選定イメージ

●生活関連経路(平成26年度末時点)



※半径500mの外であっても、旅客施設からの経路延長が1kmまでの「公共施設」「医療施設」「バリアフリー化済み施設」は経路で結びます。

3 整備の優先度

平成26年度末現在での未整備区間の延長は約100kmとなり、未整備区間すべてを完了するまでには長い期間を要します。このため、以下の基準により優先的に整備すべき経路を「主要な生活関連経路」として定め、効果的な事業実施を目指します。

- 1) 旅客施設と、公共施設(教育施設、文化施設、官公署、行政機関が運営する福祉施設、運動施設)や医療施設を結ぶ生活関連経路は、「主要な生活関連経路」とします。
- 2) 旅客施設とバリアフリー化済み施設を結ぶ経路についても、「主要な生活関連経路」とします。
- 3) 上記以外の経路については、「その他の生活関連経路」とします。



生活関連経路の詳細については、別冊の資料「バリアフリー化推進マップ」でお知らせしていますので、そちらをご参照下さい。